

青森県災害備蓄指針

平成30年3月策定
(令和7年1月修正)

青森県

目 次

第 1	指針の目的	1
第 2	基本方針	1
第 3	役割分担の考え方	1
1.	自助・共助による備蓄	1
(1)	家庭における備蓄	1
(2)	自主防災組織における備蓄	1
(3)	事業所等における備蓄	1
(4)	県及び市町村による啓発	1
2.	公助による備蓄	2
(1)	市町村における備蓄	2
(2)	県における備蓄	2
第 4	県内における公助による備蓄状況	3
1.	県の備蓄状況	3
2.	市町村の備蓄状況	3
第 5	公助による備蓄の目安	3
1.	備蓄の目安を定める上での想定災害	3
(1)	県の想定災害	3
(2)	市町村の想定災害	4
2.	備蓄品目	4
(1)	食料	4
(2)	飲料水	5
(3)	毛布	5
(4)	乳児用粉・液体ミルク	5
(5)	ほ乳瓶	5
(6)	乳児・小児用おむつ	5
(7)	大人用おむつ	5
(8)	携帯トイレ・簡易トイレ	5
(9)	トイレトペーパー	6
(10)	生理用品	6
(11)	防臭袋・消臭袋	6
(12)	衛生用品	6
(13)	段ボールベッド・簡易ベッド・パーティション	6
(14)	プライバシーテント	6
(15)	暖房器具	6
(16)	避難所資機材	6
(17)	医薬品	7
3.	備蓄量の目安の算定	7

(1)	食料	7
(2)	飲料水.....	7
(3)	毛布	7
(4)	乳児用粉・液体ミルク	8
(5)	ほ乳瓶.....	8
(6)	乳児・小児用おむつ.....	8
(7)	大人用おむつ.....	8
(8)	携帯トイレ・簡易トイレ	9
(9)	トイレットペーパー	9
(10)	生理用品	9
(11)	防臭袋・消臭袋.....	9
(12)	衛生用品	10
(13)	段ボールベッド・簡易ベッド・パーティション	10
(14)	プライバシーテント.....	11
(15)	暖房器具.....	11
4.	備蓄量の目安と備蓄の現況	13
5.	備蓄物資の保管場所と輸送方法	13
(1)	保管場所.....	13
(2)	輸送方法.....	13
6.	協定による物資の調達（流通備蓄）	14
第6	備蓄物資の整備、維持管理及び更新	14
1.	備蓄物資の整備.....	14
2.	備蓄物資の維持管理	14
3.	備蓄台帳の作成.....	15
4.	県及び各市町村の情報共有	15

第1 指針の目的

本指針は、大規模災害発生時に物資の流通が確保されるまでの間の被災者の避難生活に必要な物資の品目や備蓄量の目安を定め、県、市町村、県民、自主防災組織、事業所等における計画的な備蓄の推進に資することを目的とする。

第2 基本方針

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

県及び市町村は、公助による備蓄に限界があることから、関係機関と連携し、県民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、県民の災害への備えを向上させるよう努める。

第3 役割分担の考え方

1. 自助・共助による備蓄

県民、自主防災組織、事業所等（以下「県民等」という。）は、災害時に必要となる物資を備蓄する。備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料・飲料水、生活必需品等とする。特に積雪寒冷地である地域特性を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することに留意する。また、食料については各世帯で保存している農作物等の有効活用を図るほか、調理器具等を準備することに留意する。

(1) 家庭における備蓄

県民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(2) 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(3) 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

(4) 県及び市町村による啓発

県及び市町村は、県民等の自助・共助による備蓄を促進するため、防災訓練や広報誌等により、備蓄の重要性、備蓄方法等について啓発を行う。

【参考】備蓄品目の一例

(家庭) 食料・飲料水、生活必需品等

※ 育児用調整粉乳、食物アレルギー対応食品、療養食、おむつ、常備薬等の各家庭の実情に合ったもの

(自主防災組織) 食料・飲料水、生活必需品、活動に必要な防災資機材等

※ 初期消火、救出・救護、避難誘導、炊出し等の活動に必要なもの

(事業所等) 従業員等の食料・飲料水、生活必需品等

※ 施設の設備状況に応じて、毛布、簡易トイレ及び簡易ベッド等も含む

2. 公助による備蓄

県及び市町村は、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心に備蓄する。

なお、公助による備蓄に当たっては、国のプッシュ型支援※や物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）を目安に備蓄する。

※ 国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するもの。

(1) 市町村における備蓄

県民等の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。

また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

(2) 県における備蓄

市町村の備蓄を補完するため、被災者の避難生活に必要な物資及び避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

用語の定義

備 蓄 (広 義)	備 蓄 (狭 義)	災害に備え、住民、事業所、地方公共団体等が自ら主体となり食料・飲料水、毛布等を蓄えておくこと
	流 通 備 蓄	地方公共団体が、民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な物資を調達すること
	流通在庫備蓄	流通備蓄のうち、備蓄物資をあらかじめ民間事業者等から購入すること等により、一定数量から減らないように民間事業者等の倉庫等に備蓄すること

※ 本指針における「備蓄」は、「備蓄（狭義）」を指す。

第4 県内における公助による備蓄状況

1. 県の備蓄状況

県では、広域的な立場から市町村の備蓄を補完することを目的とし、物資の流通が確保されるまでの間の被災者の避難生活を緊急的に支援するとの考え方にに基づき、食料、飲料水、毛布及び携帯・簡易トイレ等の備蓄物資を、県有施設や民間倉庫に備蓄している。

2. 市町村の備蓄状況

市町村では、県民等の備蓄を補完するため、地域の実情に応じて物資を備蓄している。

第5 公助による備蓄の目安

1. 備蓄の目安を定める上での想定災害

備蓄の目安を定める上での想定災害は、想定される災害のうち、最も避難者数が多い災害とする。

(1) 県の想定災害

県においては、本県が実施した地震・津波被害想定調査のうち、発災直後の避難者数が最も多い「太平洋側海溝型地震（災害発生時間：冬 18 時、想定時間：発災 1 日後）」を備蓄の目安を定める上での想定災害とする。

備蓄の目安算定用の想定避難者数＝約 311,000 人

（内訳：避難所避難者数^{※1}…約 205,000 人、避難所外避難者数^{※2}…約 107,000 人）

※1 自宅建物が全壊、半壊又は一部破損したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計

※2 自宅に留まることはできるが、ライフライン途絶のため避難所において物資の提供が必要な被災者の合計

【青森県地震・津波被害想定調査（H24・H25・H27・R3）】

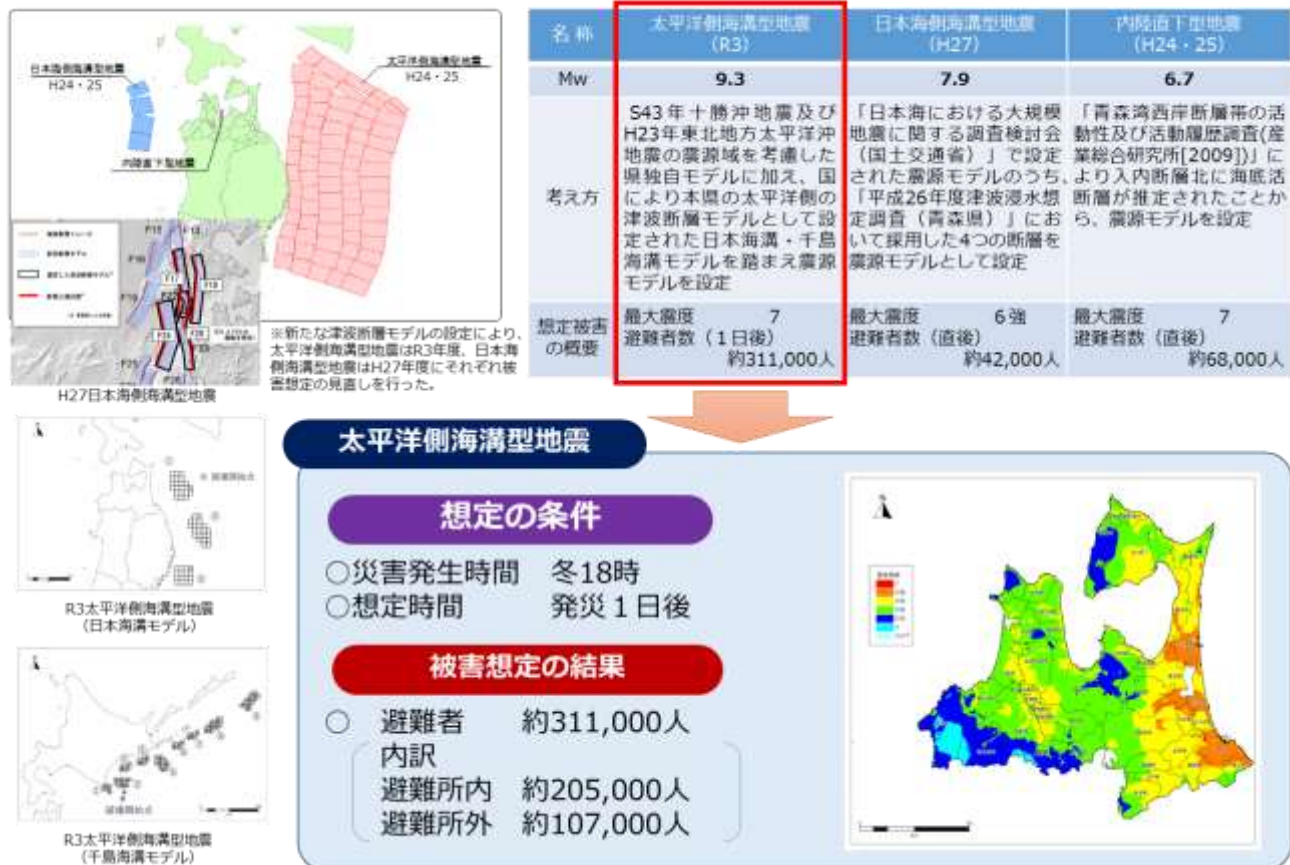


図1 備蓄の目安を定める上での想定災害

(2) 市町村の想定災害

市町村においては、管内において想定される災害（県の想定災害又は市町村独自の想定災害）のうち避難者数が多いものを備蓄の目安を定める上での想定災害とすることが望ましい。

2. 備蓄品目

発災直後の生命維持や避難生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資及び避難所資機材等として、以下の品目を中心に備蓄する。なお、これらの品目以外にも男女のニーズの違い等ジェンダーの視点等に配慮し、必要な品目を整備することが望ましい。

また、断水や避難生活の長期化に備え、災害時のトイレ確保や衛生環境に配慮した整備を検討する必要がある。

市町村においては、以下（4）～（7）について地域の実情の把握と積極的な対応の検討が望ましい。

(1) 食料

主食はアルファ化米等の調理が不要なものを備蓄する。なお、食物アレルギーのある避難者や高齢者、乳幼児、子ども等の要配慮者を考慮した品目を選定する。原則として賞味期限が5年以上のものとする。1日当たり1,600キロカロリー程度の摂取が目安である（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の栄養所要量に基づくもの）。

水を必要とする食料（アルファ化米等）を備蓄する場合は、飲料水とは別に調理用の水を用意する。

(2) 飲料水

保存水（1人1リットル／日（程度）※）とし、500ml ペットボトルを基本とする。原則として賞味期限が5年以上のものとする。なお、脱水症状等の体調不良者を考慮し、経口補水液も備蓄することが望ましい。

（※農林水産省「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」）

(3) 毛布

抗菌・防臭加工が施され、クリーニング等で再使用可能な毛布とする。なお、積雪寒冷地である地域特性を考慮し、保温力に優れたものとするのが望ましい。

市町村における備蓄は、避難所の暖房器具の状況を踏まえ、アルミブランケット等の保温用品を備蓄するなど地域の実情を考慮する。

(4) 乳児用粉・液体ミルク

乳児の生命維持のために最低限必要な物資として、乳児用粉・液体ミルクを備蓄する。（一定数は食物アレルギーの乳児にも考慮したものを選定する。）なお、賞味期限が1年半程度であることに留意する。

(5) ほ乳瓶

乳児用粉・液体ミルク飲用時に必要となるほ乳瓶を備蓄する。なお、飲用後に洗浄が必要となることを考慮し、使い捨てのものとするのが望ましい。

(6) 乳児・小児用おむつ

乳児・小児の生活に欠かせない物資として乳児・小児用おむつを備蓄する。なお、備蓄用製品もあり、メーカーが推奨する使用期限に留意すること。

(7) 大人用おむつ

高齢者等の要配慮者の生活に欠かせない物資として大人用おむつを備蓄する。なお、備蓄用製品もあり、メーカーが推奨する使用期限に留意すること。

(8) 携帯トイレ・簡易トイレ

災害時には上下水道の破損等によりトイレの使用が困難な状況となることが想定されるため、携帯トイレ（蓄便袋・凝固材）や簡易トイレを備蓄する。なお、高齢者、乳幼児、子ども等の要配慮者を考慮し、排泄物等を自動で密閉する簡易トイレ等、衛生面に優れたものが望ましい。

併せて女性が夜間でも使用しやすいレイアウトとなるよう、男女別のトイレ用簡易テントやランタン等の設置についても留意すること。

(9) トイレトペーパー

トイレの使用時に必要となるトイレトペーパーを備蓄する。

(10) 生理用品

女性の生活に欠かせない物資として生理用品を備蓄する。なお、備蓄用製品もあり、メーカーが推奨する使用期限に留意すること。

(11) 防臭袋・消臭袋

乳児・小児用おむつ、大人用おむつ及び携帯・簡易トイレ等の使用後の保管に必要となる防臭袋・消臭袋を備蓄する。

(12) 衛生用品

避難所の感染症対策に必要となる物資として殺菌性のあるウェットシート、乳児も使用可能な体拭きシートを備蓄する。

併せて使い捨てマスクやアルコール手指消毒液、次亜塩素酸ナトリウム液、使い捨て手袋、ビニール袋等必要なものも備蓄する。

(13) 段ボールベッド・簡易ベッド・パーティション

良好な避難所環境を確保するための物資として要配慮者等を考慮した段ボールベッドや簡易ベッド、プライバシー保護のためのパーティション等を備蓄することが望ましい。なお、ワンタッチ式のものや避難所ごとに同一型式で備蓄する等、避難者自らが開設時に容易に設置できるような配置が必要であることに留意すること。

(14) プライバシーテント

避難所での更衣室や授乳室用として、プライバシーテントを備蓄することが望ましい。なお、男女別にテントを設置する必要があることに留意すること。

(15) 暖房器具

冬季の避難所生活に欠かせない物資として暖房器具（対流型石油ストーブ、ジェットヒーター等）を備蓄することが望ましい。

併せて灯油や灯油用ポリタンク等の必要なものも備蓄する。

(16) 避難所資機材

市町村においては、避難所の設備等を勘案し、発電機、投光機、小型バッテリー、冷房器具等の必要な資機材を備蓄することが望ましい。

併せて避難所運営用として、避難所開設キットを備蓄することが望ましい。

【避難所開設キットの例】養生テープ、ハサミ、カッター、紙、マジックペン、救急セット、ピクトグラム（居住スペースや要配慮者スペース等が記載）、性暴力防止ポスター等

(17) 医薬品

家庭用薬品については、避難所の常備医薬品を基本とする。

医療用の医薬品については、協定に基づく流通備蓄を基本としつつ、各医療機関等において必要に応じて備蓄する。

3. 備蓄量の目安の算定

想定災害における避難者数を基礎として各備蓄物資量の目安を算定する。

なお、県の備蓄に当たっては、県民等の備蓄や流通備蓄の状況、国が検討している地区毎の備蓄、県の備蓄場所の確保や備蓄費用の平準化等の観点に考慮して実施する。

市町村においては、以下を基本に地域の実情に応じた計画的な備蓄が望まれる。

(1) 食料

食料の備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民等の備蓄物資が被災により1日分（ $1/3$ ）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が $1/3$ 、県が $1/3$ の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 933,000 食	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 = \text{約 } 933,000 \text{ 食}$ (避難所避難者数+避難所外避難者数) $\times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} \times 1/3$

(2) 飲料水

飲料水の備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民等の備蓄物資が被災により1日分（ $1/3$ ）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が $1/3$ 、県が $1/3$ の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 311,000 リットル	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 1 \text{ リットル}^{\ast 1} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 = 311,000 \text{ リットル}$ (避難所避難者数+避難所外避難者数) $\times 1 \text{ リットル}^{\ast 1} \times 3 \text{ 日} \times 1/3$

(3) 毛布

毛布の備蓄は、一人当たりの必要枚数を2枚とし、県民等の備蓄が被災により使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が $1/2$ 、県が $1/2$ の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 205,000 枚	205,000 人	$205,000 \text{ 人} \times 2 \text{ 枚}^{\ast 2} \times 1/2 = \text{約 } 205,000 \text{ 人}$ 避難所避難者数 $\times$ 一人当たり必要枚数 $^{\ast 2} \times 1/2$

(4) 乳児用粉・液体ミルク

乳児用粉・液体ミルクの備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民等の備蓄物資が被災により1/3（1日分）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/3、県が1/3の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 218kg	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 0.5\%^{\ast 3} \times 140\text{g}^{\ast 2} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 = \text{約 } 218\text{kg}$ （避難所避難者数＋避難所外避難者数）× 0歳人口比率 ^{※3} × 一人1日当たり必要量 ^{※2} × 3日 × 1/3

(5) ほ乳瓶

ほ乳瓶の備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民等の備蓄物資が被災により1/3（1日分）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/3、県が1/3の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 9,300 本	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 0.5\%^{\ast 3} \times 6 \text{ 本} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 = \text{約 } 9,300 \text{ 本}$ （避難所避難者数＋避難所外避難者数）× 0歳人口比率 ^{※3} × 3日 × 1/3

(6) 乳児・小児用おむつ

乳児・小児用おむつの備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民等の備蓄物資が被災により1/3（1日分）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/3、県が1/3の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 42,000 枚	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 1.7\%^{\ast 4} \times 8 \text{ 枚}^{\ast 2} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 = \text{約 } 42,000 \text{ 枚}$ （避難所避難者数＋避難所外避難者数）× 0～2歳人口比率 ^{※4} × 一人1日当たり必要量 ^{※2} × 3日 × 1/3

(7) 大人用おむつ

大人用おむつの備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民等の備蓄物資が被災により1/3（1日分）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/3、県が1/3の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 12,000 枚	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 0.005^{\ast 5} \times 8 \text{ 枚}^{\ast 2} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 = \text{約 } 12,000 \text{ 枚}$ （避難所避難者数＋避難所外避難者数）× 必要者割合 ^{※5} × 一人1日当たり必要量 ^{※2} × 3日 × 1/3

(8) 携帯トイレ・簡易トイレ

携帯トイレ・簡易トイレの備蓄は、仮設トイレ等が確保されるまでの間（想定3日間）の利用を想定し、市町村が1／2、県が1／2の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 1,306,000 回	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 56\%^{\ast 6} \times 5 \text{ 回}^{\ast 2} \times 3 \text{ 日} \times 1/2 = \text{約 } 1,306,000 \text{ 回}$ （避難所避難者数＋避難所外避難者数）×断水率 ^{※6} ×一人 1日当たり使用回数 ^{※2} ×3日×1／2

(9) トイレトペーパー

トイレトペーパーの備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民等の備蓄物資が被災により1／3（1日分）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1／3、県が1／3の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 56,000 巻	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 0.18 \text{ 巻}^{\ast 2} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 = \text{約 } 56,000 \text{ 巻}$ （避難所避難者数＋避難所外避難者数）×一人 1日当たり 必要量 ^{※2} ×3日×1／3

(10) 生理用品

生理用品の備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民等の備蓄物資が被災により1／3（1日分）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1／3、県が1／3の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 65,000 枚	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 19.6\%^{\ast 7} \times 30 \text{ 枚}^{\ast 2} \times 1/7^{\ast 2} \times 1/4^{\ast 2} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 = \text{約 } 65,000 \text{ 枚}$ （避難所避難者数＋避難所外避難者数）×12～51歳人口比率 ^{※7} ×一人 1日当たり必要量 ^{※2} ×1／7 ^{※2} ×1／4 ^{※2} ×3日×1／3

(11) 防臭袋・消臭袋

防臭袋・消臭袋の備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民等の備蓄物資が被災により1／3（1日分）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1／3、県が1／3の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 54,000 枚	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times (1.7\%^{\ast 4} + 0.005^{\ast 5}) \times 8 \text{ 枚}^{\ast 8} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 =$ 約 54,000 枚 (避難所避難者数+避難所外避難者数) $\times$ (0～2歳人口比率+大人用おむつ必要者割合) $\times$ 一人 1 日当たり必要量 ^{※8} $\times$ 3 日 $\times$ 1/3

(12) 衛生用品

①ウェットシートの備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民等の備蓄物資が被災により1/3（1日分）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/3、県が1/3の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 2,488,000 枚	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 8 \text{ 枚}^{\ast 9} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 =$ 約 2,488,000 枚 (避難所避難者数+避難所外避難者数) $\times$ 一人 1 日当たり必要量 ^{※9} $\times$ 3 日 $\times$ 1/3

②体拭きシートの備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民等の備蓄物資が被災により1/3（1日分）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/3、県が1/3の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 1,555,000 枚	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 5 \text{ 枚}^{\ast 10} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 =$ 約 1,555,000 枚 (避難所避難者数+避難所外避難者数) $\times$ 一人 1 日当たり必要量 ^{※10} $\times$ 3 日 $\times$ 1/3

(13) 段ボールベッド・簡易ベッド・パーティション

①段ボールベッド・簡易ベッドの備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）の利用を想定し、市町村が1/2、県が1/2の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 6,750 組	205,000 人	$205,000 \text{ 人} \times 6.6\%^{\ast 11} \times 1/2 =$ 約 6,750 組 避難所避難者数 $\times$ 避難行動要支援者人口割合 ^{※11} $\times$ 一人当たり必要組数 $\times$ 1/2

②パーティションの備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）の利用を想定し、市町村が1/2、県が1/2の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 3,400 張	205,000 人	$205,000 \text{ 人} \times 6.6\%^{\ast 11} \times 1/2 \text{ 張} \times 1/2 = \text{約 } 3,400 \text{ 張}$ 避難所避難者数×避難行動要支援者人口割合 ^{※11} ×一人当たり必要張数×1/2

(14) プライバシーテント

プライバシーテントの備蓄は、避難者 100 人当たりの必要台数を 2 台とし、市町村が 1/2、県が 1/2の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 2,050 張	205,000 人	$205,000 \text{ 人} \times 1/100 \times 2 \text{ 張} \times 1/2 = \text{約 } 2,050 \text{ 張}$ 避難所避難者数×100 人当たり 2 張×1/2

(15) 暖房器具

暖房器具（対流型石油ストーブ、ジェットヒーター等）の備蓄は、避難者 100 人当たりの必要台数を 2 台とし、市町村が 1/2、県が 1/2の確保を目指す。

県の備蓄の目安	備蓄対象人数	目安量の算定根拠
約 2,050 台	205,000 人	$205,000 \text{ 人} \times 1/100 \times 2 \text{ 台} \times 1/2 = \text{約 } 2,050 \text{ 台}$ 避難所避難者数×100 人当たり 2 台×1/2

※1 「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド（農林水産省）」における一人 1 日あたり最低限必要な量を採用

※2 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和 5 年 5 月 23 日 中央防災会議幹事会）」におけるプッシュ型支援の必要量を採用

※3 令和 2 年国勢調査 0 歳人口比率（6,720/1,237,984=0.5%）により算出

※4 令和 2 年国勢調査 0～2 歳人口比率（21,374/1,237,984=1.7%）により算出

※5 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和 5 年 5 月 23 日 中央防災会議幹事会）」におけるプッシュ型支援の必要量の避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定した係数 0.005 を採用

※6 「青森県地震・津波被害想定調査」における太平洋側海溝型地震の断水率 56%を採用

※7 令和 2 年国勢調査 12～51 歳女性人口比率（243,123/1,237,984=19.6%）により算出

※8 使用後のおむつ等の防臭・消臭対策を施した上での保管を想定し、乳児・小児用おむつ及び大人用おむつの一人 1 日当たり必要量により算出

※9 食事（3 食）及びトイレ使用（5 回）後の使用を想定して算出

※10 乳児のおしり拭きとしての使用も想定して算出

※11 令和 6 年 4 月 1 日現在の避難行動要支援者人口比率（76,964/1,170,621=6.6%）により算出

(参考) 各備蓄物資に対する県民等の備蓄の目安

品 目	1人1日 当たり必要量	最低3日分	推奨1週間分
食料	3食	1人1日当たり必要量×3日 =9食	1人1日当たり必要量×7日 =21食
飲料水	1リットル※1	3リットル×3日 =9リットル	3リットル×7日 =21リットル
乳児用粉・液体 ミルク	140g※2	1人1日当たり必要量×3日 =420g	1人1日当たり必要量×7日 =980g
使い捨てほ乳瓶	6本	1人1日当たり必要量×3日 =18本	1人1日当たり必要量×7日 =42本
乳児・小児用お むつ	8枚※2	1人1日当たり必要量×3日 =24枚	1人1日当たり必要量×7日 =56枚
大人用おむつ	8枚※2	1人1日当たり必要量×3日 =24枚	1人1日当たり必要量×7日 =56枚
携帯トイレ・簡 易トイレ	5回※2	1人1日当たり使用回数×3 日=15回	1人1日当たり使用回数×7 日=35回
トイレトペー パー	0.18巻※2	1人1日当たり必要量×3日 ÷1巻	1人1日当たり必要量×7日 ÷2巻
生理用品	4.29枚※2	1人1日当たり必要量×3日 ÷13枚	1人1日当たり必要量×7日 =30枚
防臭袋・消臭袋	8枚※8	1人1日当たり必要量×3日 =24枚	1人1日当たり必要量×7日 =56枚
ウェットシート	8枚※9	1人1日当たり必要量×3日 =24枚	1人1日当たり必要量×7日 =56枚
体拭きシート	5枚※10	1人1日当たり必要量×3日 =15枚	1人1日当たり必要量×7日 =35枚
避難所資機材	必要に 応じて備蓄	—	—
医薬品	必要に 応じて備蓄	—	—

4. 備蓄量の目安と備蓄の現況

各備蓄物資の備蓄量の目安に対する備蓄の状況及び市町村における備蓄の現況は、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、毎年度把握する。

5. 備蓄物資の保管場所と輸送方法

(1) 保管場所

県は、被災者に迅速に備蓄物資を提供するため、県内各地の避難所への配送に係る効率的な交通アクセス等を考慮し、物資を東青地区、中南西北地区、三八上北地区、下北地区の4地区の民間営業倉庫や廃校等に一定程度集約して保管する。

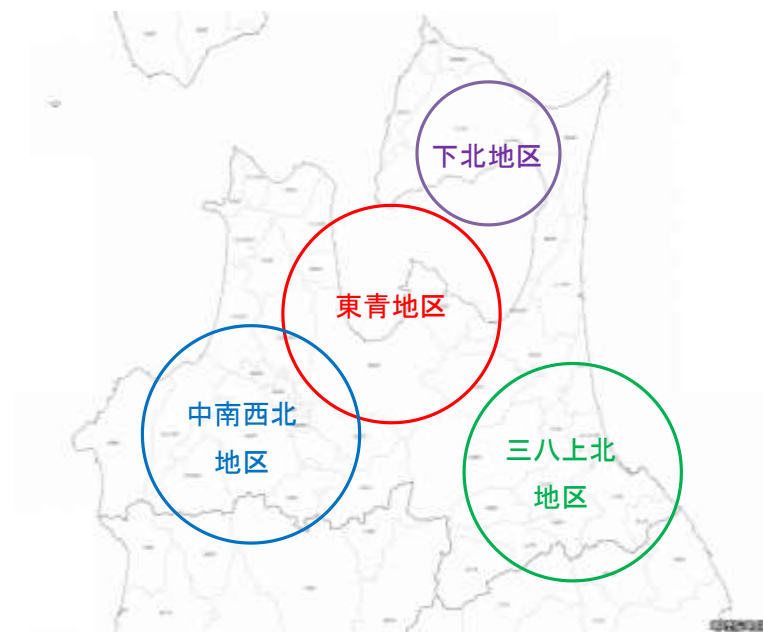
なお、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するため、津波・洪水等による被災が想定されない場所にあり、かつ耐震性が確保された建物内に保管するよう努める。

また、集約して保管している物資を迅速に搬出できるようハンドリフトやパレット等の資機材を確保する。

さらに、道路網の寸断による孤立集落の発生等を考慮し、孤立が想定される地区内の避難所(立地している敷地を含む。)に保管する。

なお、県有施設だけでなく、市町村有施設・敷地の活用も考慮する。

市町村においても、被災者に迅速に備蓄物資を提供するとともに、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するため、地区毎、避難所毎等に分散して保管するよう努める。



※○は、保管場所の地区割

図2 県における備蓄物資の保管候補場所

(2) 輸送方法

県は、市町村の二次物資拠点まで備蓄物資を輸送することとし、その後に必要な輸送は原則として市町村が行うこととする。

物資の輸送は、「災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定」等に基づき、公益社団法人青森県トラック協会等に協力を要請する。

また、災害時には、備蓄物資の輸送体制を迅速に確立するため、公益社団法人青森県トラック協会等の職員が災害対策本部に常駐するなど円滑な連絡体制確保に向けた措置を講じる。

6. 協定による物資の調達（流通備蓄）

県及び市町村は、災害時に必要な物資を調達できるよう、県内の事業者等と協定を締結することにより、流通備蓄による物資の調達体制を整備する。

また、流通備蓄が有効に機能するための具体的な運用方法を定めるなど、協定の実効性確保に向けた取組や確実に物資調達が可能となるよう流通在庫備蓄を推進する。

なお、県及び市町村は、協定事業者による流通備蓄を考慮した上で、現物備蓄を行うこととする。

第6 備蓄物資の整備、維持管理及び更新

1. 備蓄物資の整備

県は、本指針に基づき、備蓄の具体的な整備方法を定めた災害備蓄整備計画を策定し、これに基づき備蓄物資を整備する。

市町村は、本指針を踏まえ、災害備蓄整備計画を策定するなど備蓄物資の整備推進に努める。

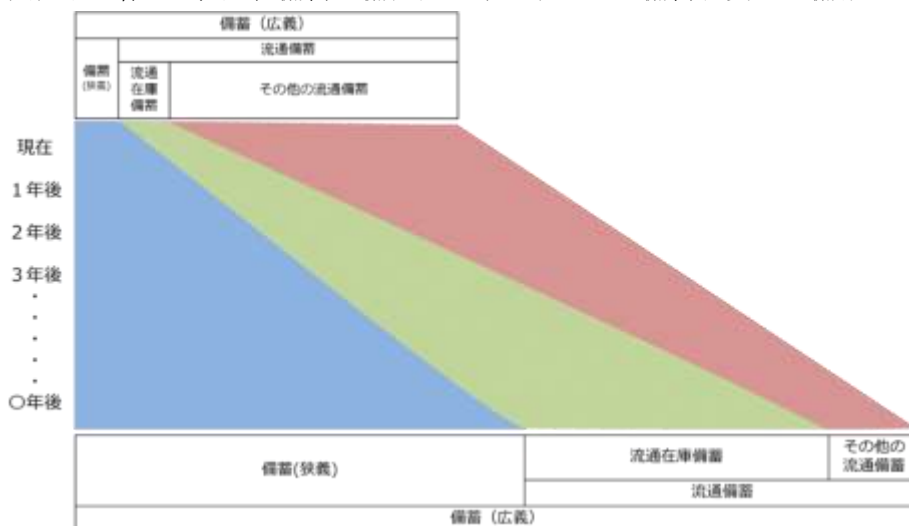


図3 備蓄物資の整備イメージ

2. 備蓄物資の維持管理

県及び市町村は、災害時に被災者に対し備蓄物資を円滑に供給することができるよう、各備蓄物資保管場所の管理主体を定め、定期的に維持管理（保管及び点検並びに在庫管理）及び更新を行うこととする。

食品等の保存期限があるものについては、「3. 備蓄台帳の作成」に記述の備蓄台帳等を活用し、期限の管理を計画的に行い、円滑な更新ができるよう配慮する。

特に、保存期限まで1年未満となったものについては、防災訓練で活用する等、食品ロス*が発生しないよう有効活用を努める。

※ 本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物

3. 備蓄台帳の作成

県及び市町村は、備蓄している物資の品目、数量、保管場所、荷姿、重量、保存期限等を記載した台帳を作成する。

なお、台帳の情報については、内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録する。

4. 県及び各市町村の情報共有

災害発生時に県内市町村相互の物的支援や県からの物資提供を円滑に行うため、定期的に備蓄台帳、備蓄量、県・市町村の保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報を共有する。

その際、内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る。